

告示

埼玉県告示第百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所、埼玉県川越県税事務所、埼玉県春日部県税事務所及び埼玉県越谷県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	株式会社アイヴィジット 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号	令和七年三月一日から 令和九年二月二十八日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年一月三十一日

三 委託をした日

令和七年三月一日